

おうちのひとといっしょによみましょう★

# 5月のほけんだより

令和4年 4月28日  
横浜市立 荏田小学校  
校長 伊藤 智樹  
養護教諭

## 夏も 近づくと 八十八夜♪

5月2日は八十八夜。



天気は落ち着き、春から夏に向かう時期です。

「夏も 近づくと 八十八夜〜♪」と歌う「茶つみ」という曲もあります。

八十八夜は田植えの準備や茶つみなどを行なうのによい時期としていたそうです。

夏に向かうとはいえ、寒かったり、暑かったりと寒暖差のある時期でもあります。

寒い日は上に羽織る上着を持ってきて体を冷やさないようにして、

暑い日は帽子と水筒を持ってきて、熱中症に気をつけましょう。

【5月の健康診断】 ※校医の先生のご都合や行事、感染症の流行などで変更する場合があります。

内科検診： <お世話になる校医の先生>

9日（月）1・2・4年

16日（月）3・5・6年、3・4組

歯科検診： <お世話になる校医の先生>

10日（火）1・4年

17日（火）2・6年

24日（火）3・5年、3・4組

眼科検診： <お世話になる校医の先生>

19日（木）全学年

耳鼻科検診： <お世話になる校医の先生>

25日（水）1・4年、希望者

尿検査： 検査一次（全学年）： 25日（水）容器配付（6年生は 26日配布）

27日（金）容器回収

検査二次（対象者のみ）： 6月13日（月）容器回収

## 保護者の皆様へ

### 【健康診断 受診のおすすめについて】

現在、横浜市のガイドラインに基づき、感染症対策を行ないながら、健康診断を実施しています。健康診断の結果、疾病等が疑われるお子様のみ随時『受診のおすすめ』をお渡ししています。全体の結果については、健康診断が一通り終わりましたら、健康手帳に記入してお知らせする予定です。学校で行われる健康診断は、確定診断ではなく、お子様が健康で安全に学校生活を送れるよう、問題・疑い等を抽出するものです。「疾病の疑い」という視点で『受診のおすすめ』をお受け取りください。また、受診が終了された場合には、『受診のおすすめ』用紙の切り取り線以下を、学校へご提出ください。よろしくお願いいたします。



### 【日本スポーツ振興センター・災害給付制度について】

お子さまが、学校管理下（登下校中含む）での災害（けが等）によって病院で治療を受けた場合、その医療費が災害給付金として給付される「日本スポーツ振興センター・災害給付制度」があります。

例えば、

- ① 授業中や休み時間のけが ②登下校（決められた通学路）に起きたけが ③校外学習や遠足など学校の外へ出ている時のけが などで受診された場合、かかった医療費が給付される制度となっています。



《給付の申請について》

- 給付金の請求は医療保険各法に基づく療養に要した費用の額**500点以上が申請対象**になります。（※窓口での支払いが1,500円以上であっても、対象にならない場合がありますのでご注意ください。）
- スポーツ振興センターの申請対象の場合は「横浜市小児医療費助成制度」は利用せず、スポーツ振興センター給付金を申請してください。
- 申請の際には、「医療等の状況」という書類に医療機関で必要事項を記入してもらいます。（※病院での申請書類への記入が有料の場合があります。窓口でお確かめください。**なお、記入が有料の場合は、保護者負担となります。**）
- 医療費の給付期間は、初診の日から最長10年間です。ただし、災害給付申請の時効は、受診した日から**2年間**になりますので、受診された場合は、「医療等の状況」等の書類はお早めに学校へご提出ください。（**書類を2年以内に提出されない場合、時効となります。**）
- けがの程度やかかった医療費、治療の内容など、給付について規定があります。**学校管理下でけがをし、受診した場合は、給付の手続きをおこないますので担任または養護教諭までお知らせください。書類をお渡しします。**
- その他、ご不明な点がございましたら、ご相談ください。